貸切バスツアー利用促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、貸切バスツアー利用促進事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　知事は、貸切バスツアーの利用促進を図るため、貸切バスの運賃・料金の割引分について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（対象事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

（１）道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の許可を受けて、富山県内に本店又は支店を置き一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者

（２）旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定に基づく登録を受け、富山県内に本店又は支店を置く旅行業者

（補助対象経費及び事業）

第４条　補助対象経費は、県内の貸切バスを利用して、県内の観光地を主たる目的とする次の各号を満たすツアーの貸切バスの運賃・料金とする。

（１）富山県内の観光地に１か所以上立ち寄ること。ただし、「富山県内の観光地」には、高速道路のSA・PA、道の駅、トイレ休憩のみで利用する施設等は対象としない。

（２）宿泊を伴う旅行の場合、１泊以上富山県内に宿泊すること。

（３）国、自治体、民間企業の会議や研修旅行、宗教活動・政治活動を目的としたツアーでないこと。

（４）幼稚園、保育所、学校行事での利用も対象とする。

（５）GoToトラベル事業を適用するツアーも対象とする。

（６）バスの発着地は富山県及び近隣県（新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県）とする。

（７）他のバス利用促進のための補助金との併用は不可。

（８）バス内での飲食は原則禁止とする。

２　バスの新型コロナウイルス感染症防止対策を実施、公表の上、利用者へ明確に　周知・PRすること。

（補助額）

第５条　補助金の額は、運賃・料金（税込）の２分の１（千円未満切捨）で、１台１運行あたり75,000円を限度とする。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

（１）貸切バスツアー利用促進事業補助金申込書（様式第１号）

（２）貸切バスツアー利用促進事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第２号）

（３）貸切バスツアー利用促進事業補助金利用実績一覧表（様式第３号）

（４）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第７条の２第１項各号に掲げる事項を記載した運送引受書

（５）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第２項に掲げる事項を記載した乗務記録

（６）「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の対策実施状況の写真

（７）バスの新型コロナウイルス感染症防止対策を利用者に対し、明確に周知・PRしたことが分かる書類

（８）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第７条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、申請内容を審査の上、補助金の交付を決定する。

２　知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定を対象事業者へ通知する。

（補助金の返還）

第８条　知事は、補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（状況報告）

第９条　知事は、補助事業者等に対し、必要に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告させることができる。

（立入検査等）

第10条　知事は、補助金に係る予算の執行の適正化を期すため必要があるときは、交付決定者に対し報告させ、又は職員に交付決定者の事務所、事業所等に立入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の経理等）

第11条　交付決定者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、５年間保存しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

 附 則

この要綱は、令和２年12月17日から施行する。